

新旧対照表

【石油の数量査定及び価格鑑定について（昭和34年2月12日蔵税第199号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>石油の数量査定及び価格鑑定について</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 一種類の油を保税タンクに蔵入れ又は移入れ（以下単に「蔵入れ」という。）し、当該タンクより蔵出し又は移出し（以下単に「蔵出し」という。）し輸入する場合</p> <p>(A) 全量を一つのタンクに蔵入れし、蔵出輸入する場合</p> <p>(i) 蔵入れの数量及び価格</p> <p>蔵入数量は油をタンクに入れて、静置した後の実測数量による。静置時間は、原油及び重油については原則として24時間とするが、油種、温度等を勘案して支障がないと認められる場合には、適宜短縮して差し支えない。以下、実測数量の場合と同じ。ただし、水分が油と分離しており、かつ、その数量が実測される場合には当該水分を控除して差し支えない。蔵入価格は、実測数量と仕入書面記載数量（仕入書面ネット数量及びグロス数量が併記されている場合はグロス数量）とが、3%以内の差異である場合で、かつ、仕入書面価格が適当と認められるものであれば、その総価額による。<u>したがって、蔵入れされた油の単価は、仕入書面総価額を上記実測数量で除して算出した価格となる。</u></p> <p>(ii) 蔵出しの数量及び価格</p> <p>蔵出数量は、原則として後尺検量法によって算出する。<u>したがって、蔵置中の欠減は認めない。</u>ただし、船用油等の場合で必要と認められるときは、前尺後尺検量法を用いて差し支えない。この前尺後尺方式によるもの又は前項のただし書の規定により引き取られるものについては、これらの蔵出数量と後尺方式による蔵出数量との間に生ずる差異は、当初決定された蔵入数量を基準とし、最終蔵出しの際に調整を加えることとし、その際、蔵置中の欠減があると認められるときは、その分の関税を徴収する。</p> <p>蔵出価格は、蔵入れの単価に蔵出数量を乗じて算出した価格とする。</p> <p>(B) 及び(C) (省略)</p> <p>(D) 精製工場において原油を分割移出しする場合</p>	<p>石油の数量査定及び価格鑑定について</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 一種類の油を保税タンクに蔵入れ又は移入れ（以下「蔵入れ」という。）し、当該タンクより蔵出し又は移出し（以下「蔵出し」という。）し輸入する場合</p> <p>(A) (同左)</p> <p>(i) (同左)</p> <p>蔵入数量は油をタンクに入れて、静置した後の実測数量による。静置時間は、原油及び重油については原則として24時間とするが、油種、温度等を勘案して支障がないと認められる場合には、適宜短縮して差し支えない。以下、実測数量の場合と同じ。ただし、水分が油と分離しており、かつ、その数量が実測される場合には当該水分を控除して差し支えない。蔵入価格は、実測数量と仕入書面記載数量（仕入書面ネット数量及びグロス数量が併記されている場合はグロス数量）とが、3%以内の差異である場合で、かつ、仕入書面価格が適当と認められるものであれば、その総価額による。<u>したがって、蔵入れされた油の単価は、仕入書面総価額を上記実測数量で控除して算出した価格となる。</u></p> <p>(ii) (同左)</p> <p>蔵出数量は、原則として後尺検量法によって算出する。<u>したがって、蔵置中の欠減は認めない。</u>ただし、船用油等の場合で必要と認められるときは、前尺後尺検量法を用いて差し支えない。この前尺後尺方式によるもの又は前項のただし書の規定により引き取られるものについては、これらの蔵出数量と後尺方式による蔵出数量との間に生ずる差異は、当初決定された蔵入数量を基準とし、最終蔵出しの際に調整を加えることとし、その際、蔵置中の欠減があると認められるときは、その分の関税を徴収する。</p> <p>蔵出価格は、蔵入れの単価に蔵出数量を乗じて算出した価格とする。</p> <p>(B) 及び(C) (同左)</p> <p>(D) (同左)</p>

新旧対照表

【石油の数量査定及び価格鑑定について（昭和34年2月12日蔵税第199号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>保税タンクに蔵置する原油を、精製のためパイプラインによって連続的に精製装置へ直接移出しを行う場合で、輸入者が分割移出しを希望するものについては、各移出しごとの数量を税関で確認することは困難であるので、このような場合には当該保税タンクから連続移出完了後、後尺検量法によって移出数量を確認するものとし、その際各申告ごとの移出数量は各々納税分を超えないよう留意する。</p>	<p>保税タンク蔵置する原油を、精製のためパイプラインによって連続的に精製装置へ直接移出しを行う場合で、輸入者が分割移出しを希望するものについては、各移出しごとの数量を税関で確認することは困難であるので、このような場合には当該保税タンクから連続移出完了後、後尺検量法によって移出数量を確認するものとし、その際各申告ごとの移出数量は各々納税分を超えないよう留意する。</p>
<p>(3) 価格等の異なる同種かつ同質の油（原則として同一税番、同一税率、同一統計番号に属するもので、かつ、商品的にも同種のもの。ただし、原油又は重油については商慣習上同種のもの（関税定率法第20条の2第1項の規定に基づき同法別表第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)に定める税率の適用を受けるもの（農林漁業用A重油）にあっては、これらの税細分に規定する規格の範囲内のみに限る。）として取引される場合で、かつ、<u>取締り上特に支障がない</u>と認められる場合は、税率又は統計番号の異なるものでもよい。）を保税タンクに同時蔵置し、これを当該保税タンクより蔵出輸入する場合</p> <p>(A)及び(B)（省略）</p> <p>(C) <u>保税運送を経た後の蔵入れ又は保税蔵置場より保税工場への移入れの際の数量</u></p> <p>現品の密度により算出した重量による。</p>	<p>(3) 価格等の異なる同種かつ同質の油（原則として同一税番、同一税率、同一統計番号に属するもので、かつ、商品的にも同種のもの。ただし、原油又は重油については商慣習上同種のもの（関税定率法第20条の2第1項の規定に基づき同法別表第2710.19号の1の(3)のAの(b)及び第2710.20号の1の(4)のAの(b)に定める税率の適用を受けるもの（農林漁業用A重油）にあっては、これらの税細分に規定する規格の範囲内のみに限る。）として取引される場合で、かつ、<u>取締り上特に支障がない</u>と認められる場合は、税率又は統計番号の異なるものでもよい。）を保税タンクに同時蔵置し、これを当該保税タンクより蔵出輸入する場合</p> <p>(A)及び(B)（同左）</p> <p>(C) <u>保税運送を経た後の蔵入れ又は保税蔵置場より保税工場への移入れの際の数量現品の密度により算出した重量による。</u></p>
<p>(4)（省略）</p> <p>(5) 同一本船の油を一港において時期を異にして分割蔵入れする場合 特に緊急を要するため全量の蔵入れが終了する前に、先に蔵入れした油を蔵出輸入する場合は、便宜(2)－(C)の場合に準じて取り扱つて差し支えない。</p>	<p>(4)（同左）</p> <p>(5) 同一本船の油を一港において時期を異にして分割蔵入れする場合 特に緊急を要するため全量の蔵入れが終了する前に、先に蔵入れした油を蔵出輸入する場合は、便宜(2)－(C)の場合に準じて取り扱つて差し支えない。</p>
<p>(6)及び(7)（省略）</p> <p>(8) 蔵出しの際の統計番号及び税番適用について 蔵置中の油が長期にわたり、かつ、残量が<u>少なくなった</u>ような場合に、タンク内残油の性質が蔵入当時と異なるものがあ<u>っても</u>、それが自然に生じたものである場合は、その蔵出しについては、蔵入れの際の統計番号及び税番を適用し、蔵出数量（重量）はタンク内油の密度により算出して差し支えない。</p>	<p>(6)及び(7)（同左）</p> <p>(8)（同左）</p> <p>蔵置中の油が長期にわたり、かつ、残量が<u>少なくなった</u>ような場合に、タンク内残油の性質が蔵入当時と異なるものがあ<u>っても</u>、それが自然に生じたものである場合は、その蔵出しについては、蔵入れの際の統計番号及び税番を適用し、蔵出数量（重量）はタンク内油の密度により算出して差し支えない。</p>
<p>なお、同時蔵置制度による保税工場の蔵置タンクからの移出しについて</p>	<p>なお、同時蔵置制度による保税工場の蔵置タンクからの移出しについて</p>

新旧対照表

【石油の数量査定及び価格鑑定について（昭和34年2月12日蔵税第199号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
てもこの取扱いを準用する。 (9)及び(10) (省略)	てもこの取扱いを準用する。 (9)及び(10) (同左)